

# 新型コロナウイルス感染症の影響によりお困りの方へのお知らせ

## 住宅金融支援機構の住宅ローンのご返済に関するお知らせ

住宅金融支援機構の住宅ローンには、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する【フラット35(買取型)】を含みます。  
住宅金融支援機構では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりご返済でお困りのお客さまに、引き続き安心して今後のご返済を継続いただくため、返済方法の変更メニューをご用意しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、返済が大変になった。

しばらくの間、返済額を減らしたい。

ボーナス返済が負担になっている。

### 返済期間の延長など

毎月の返済額を減らすことができます。  
(注) 毎月の返済額は減少しますが、総返済額は増加します。

### 一定期間、返済額を軽減

お客さまとご相談した期間内において、毎月の返済額を減らすことができます。  
(注) 減額期間終了後の返済額及び総返済額が増加します。

### ボーナス返済月の変更

毎月分・ボーナス返済分の返済額の内訳変更

### ボーナス返済の取り止め

#### ご返済に関する相談窓口

##### ① 具体的なご相談

(返済方法変更のシミュレーション、お手続き等)  
ご返済中の金融機関(融資のお申込み先の金融機関)にご相談ください。

##### ② 一般的なご相談(返済方法変更メニューのご案内等)

住宅金融支援機構  
お客さまコールセンター **0120-0860-16** (通話無料)

※営業時間 9:00~17:00(祝日・年末年始を除き、土日も営業しています。)  
※国際電話等でご利用いただけない場合は、048-615-0421(通話料金がかかります。)\*におかけください。

※返済方法変更のご利用に当たっては、審査がございます。審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。  
※【フラット35(保証型)】の返済方法の変更につきましては、取扱金融機関によって取扱いが異なります。詳しくはご返済中の金融機関にご相談ください。

## 住宅金融支援機構の機構団信特約料のお支払に関するお知らせ

住宅金融支援機構では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により機構団信特約料の支払が一時的にお困りのご加入者に、引き続き団体信用生命保険を継続いただくため、ご加入者からの申出により払込期限の猶予措置を実施しています。

特約料の支払が一時的に困難になった方

実質的に失業状態になった方

事業・勤務先に影響があり収入が減少した方

団信特約料の払込期限の猶予は、納付期日から起算して最長で9か月を経過する日の属する月の末日まで猶予することができます。

(注) 機構団信特約料を期限までにお支払いいただけない場合は脱退となり、一度脱退されると再加入できません。

#### 団信特約料に関する相談窓口

機構お客さまコールセンターまたは  
ご返済中の取扱金融機関へご相談ください。

住宅金融支援機構  
お客さまコールセンター **0120-0860-78** (通話無料)  
(団信専用ダイヤル)

※営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始除く)  
※国際電話等でご利用いただけない場合は、048-615-3311(通話料金がかかります。)\*におかけください。

新型コロナウイルス感染症への対応について

詳しくはこちら▶ [住宅金融支援機構](#) 検索

<https://www.jhfa.go.jp>

